◯施設基準届出（令和８（2026）年 11 月１日現在）

【基本診療科】

・電子的診療情報連携体制整備加算３
・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１）
・臨床研修病院入院診療加算　（基幹型）
・救急医療管理加算
・超急性期脳卒中加算
・診療録管理体制加算１
・医師事務作業補助体制加算１（１５対１）
・急性期看護補助体制加算１　２５対１（看護補助者５割以上）
　　注２　夜間１００対１急性期看護補助体制加算
　　注３　夜間看護体制加算
　　注４　看護補助体制充実加算
・療養環境加算
・重症者等療養環境特別加算
・リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（3 階東病棟）
・医療安全対策加算１
　　注２　医療安全対策地域連携加算１
・感染対策向上加算１
　　注２　指導強化加算
・患者サポート体制充実加算
・重症患者初期支援充実加算
・術後疼痛管理チーム加算
・地域支援・医薬品供給対応体制加算１
・病棟薬剤業務実施加算１
・病棟薬剤業務実施加算３（SCU）
・データ提出加算２
・入退院支援加算１
・認知症ケア加算３
・せん妄ハイリスク患者ケア加算
・地域医療体制確保加算
・特定集中治療室管理料３
・脳卒中ケアユニット入院医療管理料

・入院時食事療養（Ｉ）/入院時生活療養（Ｉ）

【特掲診療科】

・心臓ペースメーカー指導管理料の注５　遠隔モニタリング加算
・がん性疼痛緩和指導管理料
・二次性骨折予防継続管理料（1）
・二次性骨折予防継続管理料（3）
・救急外来医学管理料２
　　注３　救急外来緊急検査対応加算２
　　注７　院内トリアージ実施体制加算
・ニコチン依存症管理料
・相談支援加算（療養・就労両立支援指導料の注 3）
・心不全再入院予防継続管理料１及び２
・がん治療連携指導料
・薬剤管理指導料
・医療機器安全管理料１
・持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2）
・遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料）
・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
・検体検査管理加算（IV）
・ヘッドアップティルト試験
・遠隔脳波診断（送信側）
・神経学的検査
・画像診断管理加算１
・画像診断管理加算２
・遠隔画像診断（受信側、送信側）
・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（^{18}FGD）
・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイド PET イメージング剤）
・CT 撮影及び MRI 撮影
・冠動脈 CT 撮影加算
・心臓 MRI 撮影加算
・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
・無菌製剤処理料
・心大血管疾患リハビリテーション料１
・脳血管疾患リハビリテーション料１
・運動器リハビリテーション料１
・呼吸器リハビリテーション料１
・がん患者リハビリテーション料
・静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）
・**硬膜外自家血注入**

・人工腎臓
・導入期加算１
・透析液水質確保加算
・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
・腎代替療法診療体制充実加算
・慢性維持透析濾過加算
・組織拡張器による再建手術（一連につき）〔乳房（再建手術）の場合に限る。〕
・後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）
・椎間板内酵素注入療法
・緊急穿頭血腫除去術
・脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
・脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
・ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
・胸腔鏡下弁形成術
・経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
・胸腔鏡下弁置換術
・不整脈手術左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
・ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカー）及びペースメーカー交換術
・両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
・植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
・大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）
・経皮的下肢動脈形成術
・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
・輸血管理料（Ⅱ）
・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
・医科点数表第２章第 10 部手術の通則の５及び６に掲げる手術（１年間の実施件数を掲示）
・麻酔管理料（Ⅰ）

・看護職員処遇改善評価料
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５
・入院ベースアップ評価料
・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

以　上